

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 財政部
令和元年度4月～7月分 必要に応じて平成30年度分
- 3 監査の着眼点 令和元年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和元年9月2日～令和元年10月21日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

収入未済分の繰越調定について、岐阜市会計規則第60条第1項では、現年度の歳入について当該年度の出納閉鎖日までに収入済とならなかったものは、その調定額を翌年度に繰り越さなければならないと規定している。

しかしながら、令和元年6月1日付けで調定した軽自動車税の平成30年度現年課税分の繰越調定額が、平成30年度の出納閉鎖日における現年課税分の収入未済に係る調定額と一致していなかった。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2) 市税収納率の向上について

平成30年度決算において、市税収納率は94.5%で、前年度比0.8ポイント増であった。

納付方法の拡充を図るとともに、休日呼出指導による滞納整理や預金など換価性の高い債権の差押えを早期に行うなどの徴収努力がされており、収納率の向上が見られた。

しかしながら、令和元年 7 月末現在の未収金のうち、滞納繰越分は 3,327,406,134 円であることから、今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年課税分の回収についても、滞納繰越が生じないように努力し、市税収入の安定確保に向け、更なる収納率の向上を図られたい。

(3) 交通事故の防止について

平成 30 年 4 月から令和元年 7 月までの監査対象期間中に、公用車の後退時における事故が 3 件発生した。そのうち 2 件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車して誘導しなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。

[意見]

(1) 給与支払報告書等の書類の適正な管理について

平成 31 年度（平成 30 年分）の給与支払報告書を紛失したという事案が発生した。

給与支払報告書等の書類の紛失が生じないよう作業手順等について見直しを行うとともに、再発防止について、職員に一層の指導徹底を図られたい。